

○飯山市工業団地分譲成約報酬制度実施要綱

平成19年 6 月28日告示第64号

改正

平成22年 3 月30日告示第32号

平成28年 3 月29日告示第56号

飯山市工業団地分譲成約報酬制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、飯山市工業団地における企業立地を促進するために、工業団地の分譲を希望する企業に関する情報を提供した者に対し、当該情報の提供に対する成約報酬を支払うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飯山市工業団地 戸狩工業団地、長峰工業団地及び東栄工業団地をいう。
- （2） 立地希望企業 飯山市工業団地（以下「工業団地」という。）の分譲を希望する企業をいう。
- （3） 分譲価額 飯山市が立地希望企業に売却した土地代金の総額をいう。
- （4） 成約報酬 第5条の規定による情報提供に基づき、飯山市と立地希望企業が飯山市工業団地売買契約又は飯山市工業団地貸付特約付売買契約（以下「売買契約」という。）を締結した場合に、飯山市が情報提供者に支払う報酬をいう。

（情報提供者）

第3条 立地希望企業の情報を提供できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を受けて宅地建物取引業を営む者
- （2） 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する内国法人（以下「法人」という。）
- （3） 別に定める募集要領により公募し企業立地推進員として認定した者
- （4） その他特に市長が認めた者

（情報提供者の欠格条項）

第4条 次の各号に該当する者は、前条の規定にかかわらず情報提供者の資格を有しない。

- (1) 関係法令により業務停止処分、営業停止処分等の処分を受けている者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の構成員である者又は構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団関係者」という。）及び暴力団関係者が役員である法人
 - (3) 地方公共団体
 - (4) その他市長が情報提供者として不適当と認める者
- （情報提供の方法）

第5条 立地希望企業に関する情報提供は、情報を提供しようとする者が様式第1号の立地希望企業に関する情報提供書（以下「情報提供書」という。）を飯山市経済部商工観光課へ直接持参する方法により行うものとする。

（受領書の交付）

第6条 情報提供書が提出されたときは、飯山市は記載事項等について確認のうえ、様式第2号の立地希望企業に関する情報提供書受領書（以下「受領書」という。）を交付するものとする。

2 同一の情報が複数の者から提供されたときは、情報提供書を最初に持参した情報提供者に受領書を交付するものとする。

（受領書を交付しない場合）

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領書の交付をしないものとする。

- (1) 情報提供のあった立地希望企業について、情報提供のあった時点で既に飯山市が当該企業の立地希望情報を取得しているとき。
- (2) 既に工業団地に立地している企業が、同一工業団地内の他区画の分譲を受けようとするとき。
- (3) 立地希望企業自らが情報提供するとき及び立地希望企業と法人税法第2条に規定する連結完全支配関係がある法人が情報提供するとき。

（受領書の無効）

第8条 飯山市は、第6条の規定により受領書を交付した後、成約報酬の支払に至るまでの間において、情報提供者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該案件に係る受領書は無効とし、成約報酬を支払わない。

- (1) 情報提供者が、成約報酬を受領する権利を第三者に譲り渡したとき。
- (2) 情報提供者の不正又は不当な行為等により立地希望企業に係る情報を入手したことが判明

したとき又は情報提供書に事実とは異なる記述があったとき。

- (3) 情報提供者が第4条各号の欠格条項に該当することが判明したとき又は欠格条項に該当することとなったとき。

(受領書の有効期間)

第9条 受領書の有効期間は、第6条の規定により受領書を交付した日から起算して2年間とする。

(交渉結果の通知)

第10条 飯山市は、第6条の規定により受領書を交付した情報提供者に対し、立地希望企業と工業団地の分譲に向けた交渉を行った結果について、その成否にかかわらず、様式第3号の立地希望企業に関する交渉結果等通知書（以下「交渉結果等通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 情報提供者は飯山市に対して、交渉結果についての不服を申し立てることができない。

(成約報酬の額)

第11条 成約報酬の額は、分譲価額に100分の1を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）とする。ただし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- 2 成約報酬は、売買契約の成立に至った立地希望企業の情報提供に対する報酬であり、飯山市はこれ以外の交通費、通信費等の実費の弁済は行わない。

- 3 第3条に規定する情報提供者以外の情報提供者に対する成約報酬は一件につき20万円とする。ただし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(成約報酬の支払)

第12条 飯山市は、次に掲げる要件の全てが満たされた場合において、第6条に規定する受領書に記載された情報提供者に対して成約報酬を支払うものとする。

- (1) 第9条に規定する受領書の有効期間内に、立地希望企業より当該案件の普通財産譲渡申請書が提出されること。
- (2) 情報提供者より様式第4号の分譲成約報酬請求書が提出されること。
- (3) 分譲代金の全額又は市有財産貸付特約付売買契約に基づく契約保証金の全額が納入されること。

(情報の開示)

第13条 飯山市は立地希望企業に対し、本制度により情報を入手した旨を説明し、情報提供者を明らかにするものとする。

(紛争の解決)

第14条 この報酬制度に関し、情報提供者と立地希望企業又は第三者との間で紛争が生じたときは、
情報提供者の責任において処理するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年 3 月30日告示第32号)

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 3 月29日告示第56号)

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号) (第 5 条関係)

(様式第 2 号) (第 6 条関係)

(様式第 3 号) (第10条関係)

(様式第 4 号) (第12条関係)